

三 貴 商 事 株 式 会 社

(2 0 0 6 年 版)

はじめに	1
1. 会社の概況	
① 会社名等	2
② 会社の沿革	3
③ 会社の目的	7
④ 事業の内容	8
⑤ 営業所の状況	11
⑥ 財務の概要	11
⑦ 発行済株式総数	11
⑧ 主要株主名	11
⑨ 役員の状況	12
⑩ 従業員の状況	12
2. 営業の状況	
① 営業方針	13
② 当社及び当業界を取巻く環境	13
③ 営業の経過及び成果	14
④ 対処すべき課題	16
⑤ 受託業務管理規則	16
⑥ 外務員の登録状況	22
⑦ 委託者に関する事項	22
⑧ 苦情・紛争に関する事項	23
⑨ 訴訟に関する事項	23
3. 経理の状況	
① 貸借対照表	27
② 損益計算書	28
③ 重要な会計方針	29
④ 注記事項	31
⑤ 利益処分計算書	33
⑥ 監査に関する事項	33
⑦ 財務比率	34

【はじめに】

本書は、平成 18 年 3 月期（平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 18 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 17 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

（a）純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（*）}}{\text{リスク額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (*)}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(f) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名	三貴商事株式会社
代表者名	代表取締役会長 川路 耕一 代表取締役副会長 村上 久広 代表取締役社長 水戸部 茂
所在地	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
電話番号	03-5820-1111 (代)

②会社の沿革

年	月	概	要
昭和32年	12月	丸叶株式会社を北海道小樽市堺町25番地に設立、資本金600万円。 東京支店設置。	
昭和33年	2月	東京穀物商品取引所仲買人加入。	
昭和34年	2月	小樽商品取引所仲買人加入。 札幌支店開設。	
昭和36年	5月	小樽商品取引所が札幌市に移転し、北海道穀物商品取引所に名称変更。	
昭和39年	9月	資本金を2,500万円に増資。 北見出張所・富良野出張所開設。	
昭和41年	11月	仙台支店・旭川支店開設。	
昭和42年	8月	資本金を3,750万円に増資。	
昭和43年	6月	資本金を6,250万円に増資。	
昭和46年	1月	商品取引員が許可制に移行する。	
	4月	商号を「三貴商事株式会社」に変更。	
	5月	本店を東京都渋谷区神南1丁目9番2号に移転。	
	8月	長野営業所・静岡営業所開設。 北見出張所・富良野出張所・旭川支店廃止。	
	9月	「株式会社 大竹物産商会」「丸栄繭絲株式会社」を吸収合併。 資本金を1億750万円に増資。 農林大臣より、名古屋穀物商品取引所、豊橋乾繭取引所、通商産業大臣より、名古屋繊維取引所取引員の許可を受ける。 名古屋支店・豊橋営業所開設。	
	11月	本店を東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目16番地に移転。 東京支店廃止。 渋谷支店開設。	
昭和48年	2月	通商産業大臣より、東京繊維取引所会員の許可を受ける。 豊橋営業所廃止。	
	3月	新宿支店開設。 渋谷支店廃止。	
昭和49年	2月	農林大臣より、東京砂糖取引所会員の許可を受ける。	
昭和50年	11月	通商産業大臣より、東京ゴム取引所会員の許可を受ける。	
	12月	農林大臣より、前橋乾繭取引所会員の許可を受ける。	
昭和51年	1月	富山営業所開設。 新宿支店廃止。	
	2月	長野営業所を長野支店に名称変更。	
昭和52年	3月	農林大臣より、東京砂糖取引所取引員の許可を受ける。	
昭和53年	3月	宇都宮営業所開設。 静岡営業所廃止。	
	12月	長野支店・仙台支店を長野営業所・仙台営業所に名称変更。	

年	月	概 要
昭和54年	8月	第一次許可更新。
昭和56年	5月	株式会社東金会加入。
	12月	資本金を3億6,000万円に増資。
昭和57年	2月	通商産業大臣より、東京金取引所会員の許可を受ける。 資本金を4億2,000万円に増資。
	3月	通商産業大臣より、東京金取引所取引員の許可を受ける。
	9月	北海道穀物商品取引所の会員及び取引員を脱退。 札幌支店廃止。
昭和58年	4月	資本金を4億9,000万円に増資。
	8月	第二次許可更新。
昭和59年	1月	仙台営業所を仙台支店に名称変更。
	4月	名古屋穀物商品取引所が名古屋穀物砂糖取引所に名称変更。
	5月	農林水産大臣より、名古屋穀物砂糖取引所取引員の許可を受ける。
	11月	東京金取引所、東京繊維取引所、東京ゴム取引所の3取引所合併により、 東京工業品取引所となる。 通商産業大臣より、東京工業品取引所取引員の許可を受ける。
昭和60年	9月	資本金を2億4,500万円に減資。
	10月	資本金を3億4,500万円に増資。
昭和61年	11月	資本金を4億9,500万円に増資。 長野営業所・宇都宮営業所・富山営業所を長野支店・宇都宮支店・富山支店に名称変更。
	12月	資本金を5億9,500万円に増資。
昭和62年	3月	資本金を3億5,700万円に減資。
	6月	資本金を4億9,700万円に増資。
	8月	第三次許可更新。
昭和63年	6月	農林水産大臣より、関門商品取引所会員の許可を受ける。
	10月	農林水産大臣より、北海道穀物商品取引所会員の許可を受ける。
	12月	福岡支店開設。 農林水産大臣より、関門商品取引所取引員の許可を受ける。
平成 3年	2月	大阪支店開設。
	8月	農林水産大臣より、大阪穀物取引所取引員、横浜生糸取引所取引員の許可 を受ける。 第四次許可更新。
	11月	横浜支店開設。
平成 5年	10月	東京穀物商品取引所、東京砂糖取引所の2取引所合併により、東京穀物商 品取引所となる。 大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、神戸穀物取引所の3取引所合併により、 関西農産商品取引所となる。

年	月	概 要
平成	5年10月	通商産業大臣より、東京工業品取引所、ゴム・綿糸市場取引員の許可を受ける。
平成	7年 2月	資本金を6億7,999万円に増資。
	3月	資本金を7億0,005万円に増資。
	4月	東京穀物商品取引所、北海道穀物商品取引所の2取引所合併により、東京穀物商品取引所となる。
	8月	第五次許可更新。 高松支店開設。 長野支店移転。
平成	8年 4月	宇都宮支店廃止。 池袋支店開設。 関東財務局より、金融先物取引業の許可を受ける。 大蔵大臣、通商産業大臣、農林水産大臣より、商品投資販売業の許可を受ける。
	8月	東京金融先物取引所より、会員の許可を受ける。
	10月	豊橋乾繭取引所、名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所の3取引所合併により、中部商品取引所となる。
	11月	本店を東京都中央区東日本橋1丁目5番6号に移転。
平成	9年 4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員の許可を受ける。 関西農産商品取引所、神戸生糸取引所の2取引所合併により、関西商品取引所となる。
	8月	大阪支店移転。
	10月	横浜支店移転。
平成10年	7月	農林水産大臣より、関西商品取引所、農産物飼料指数市場取引員の許可を受ける。
	10月	横浜生糸取引所、前橋乾繭取引所の2取引所合併により、横浜商品取引所となる。
平成11年	6月	通商産業大臣より、東京工業品取引所、石油市場取引員の許可を受ける。
	11月	農林水産大臣より、中部商品取引所、畜産物市場取引員の許可を受ける。
	12月	通商産業大臣より、中部商品取引所、石油市場取引員の許可を受ける。
平成12年	6月	通商産業大臣より、大阪商品取引所、天然ゴム指数市場取引員の許可を受ける。
平成13年	2月	資本金を8億0,055万円に増資。
	4月	金融先物取引業、第一次許可更新。
	5月	関門商品取引所が福岡市に移転し、福岡商品取引所に名称変更。
	8月	第六次許可更新。
	11月	資本金を10億円に増資。
平成14年	3月	金融先物取引業廃業。

年	月	概 要
平成14年	4月	商品投資販売業、第一次許可更新。
	5月	純金積立業務開始。
	7月	横浜支店移転。
	8月	池袋支店廃止。
	9月	経済産業大臣より、大阪商品取引所、ニッケル市場取引員の許可を受ける。
	12月	新宿支店開設。 高松支店廃止。
平成15年	5月	プラチナリース取引業務開始。
	7月	日比谷支店開設。
	12月	名古屋支店移転。
平成16年	2月	岡山支店開設。
	4月	商品投資販売業の販売を開始。
	11月	農林水産大臣より、横浜商品取引所、農産物市場取引員の許可を受ける。
平成17年	1月	関東財務局より、金融先物取引業の許可を受ける。
	2月	東京金融先物取引所より、会員の許可を受ける。
	3月	農林水産大臣、経済産業大臣より、商品取引所法改正に伴う商品取引受託業務の許可を受ける。
	4月	光陽ホールディングス株式会社と株式交換し、同社の完全子会社となる。 福岡支店移転。 株式会社日本商品清算機構 清算資格取得
	5月	委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金加入 経済産業大臣より、中部商品取引所、鉄スクラップ市場取引員の許可を受ける。
	12月	東京為替株式会社を吸収合併する。
平成18年	1月	新宿支店移転し千代田支店に名称変更。
	2月	三晃商事株式会社より受託業務の一部（オンライン取引に係るもの）を譲り受ける。

③会社の目的

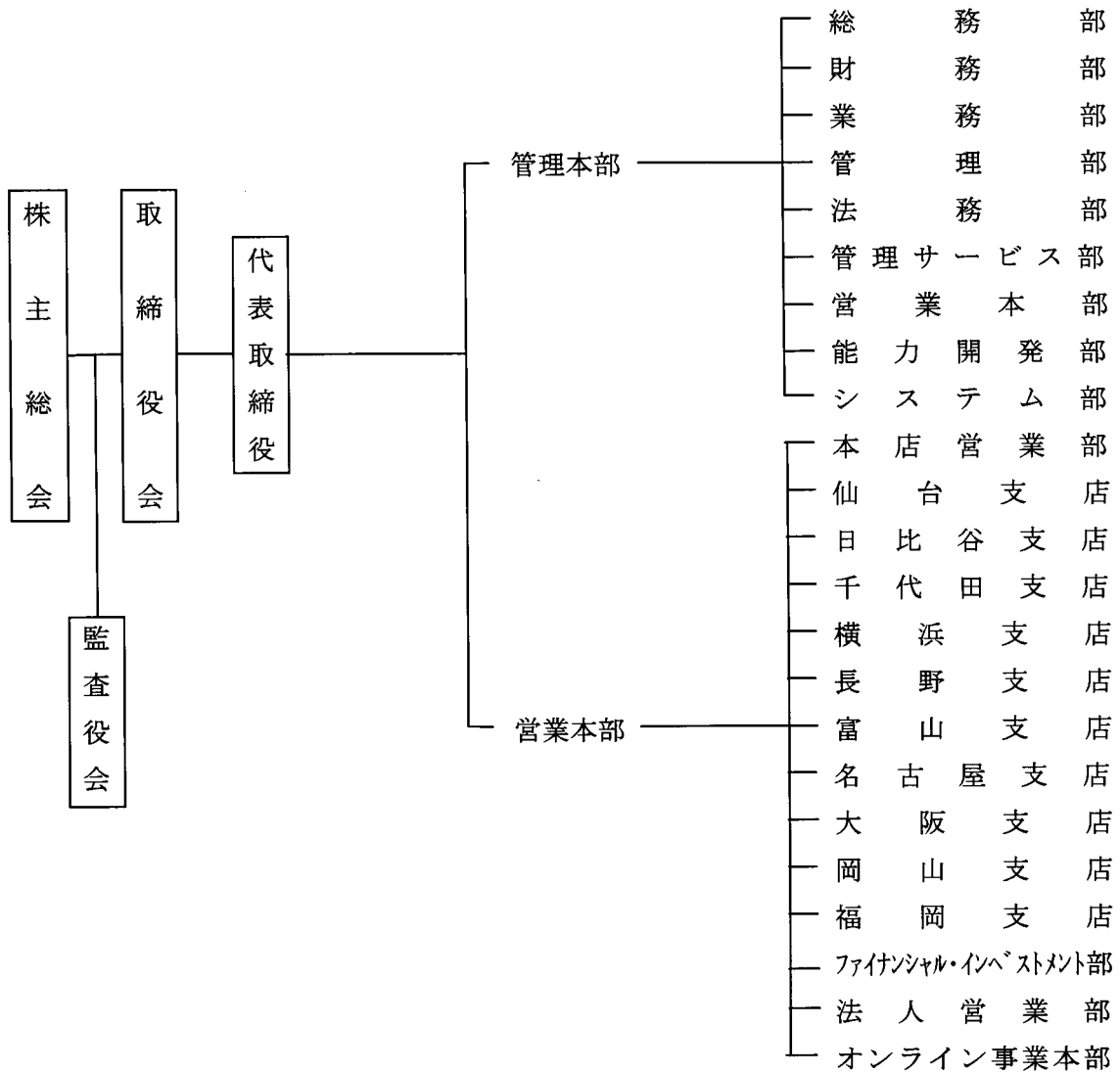
- (a) 農産物、砂糖、ゴム、繭糸及び繊維製品の売買業
- (b) 金、銀、プラチナ及びその他の貴金属の売買業
- (c) 銅及びその他の非鉄金属の売買業
- (d) 鉄鋼及び鉄鋼原料の売買業
- (e) 木材及び合板の売買業
- (f) 食用油並びに大豆油、大豆粕及びその他の大豆製品の売買業
- (g) 天然ガス、原油並びにガソリン、灯油、軽油、重油及びその他の石油製品の売買業
- (h) 野菜、花卉並びに鶏卵、ブロイラー、豚肉及びその他の食用畜産物の売買業
- (i) その他、商品取引所法に基づく上場商品の国内、国外における売買、委託並びに受託、取引の取次ぎ、先物取引業及び輸出入業務
- (j) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用を受ける海外商品市場の先物取引並びにその委託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引受ける業務
- (k) 有価証券及び不動産投資
- (l) 商品投資事業に関する法律に基づき、商品投資事業に係わる金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務
- (m) 金融先物取引及び外国為替取引等の委託並びに受託、取引の取次ぎ及び代理業務
- (n) 外貨両替業務
- (o) デリバティブの開発及び販売業務
- (p) 投資事業組合財産の運用及び管理業務
- (q) 特定債権等に係わる事業の規制に関する法律に基づく小口債権販売業務
- (r) 証券取引法に基づく証券仲介業として次に掲げる業務
 - ①有価証券の売買の媒介
 - ②取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理の媒介
 - ③有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (s) 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち、下線部分の事業は現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。（許可番号：農林水産省指令「16 総合第 1870 号」、経済産業省「平成 17・03・16 商第 1 号」）

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	農 飼 指 数	畜 産 物	貴 金 属	ア ル ミ ニ ウ ム	石 油	ゴ ム	ニ ッ ケ ル	天 ゴ 指 数	鉄 ス ク ラ ッ プ	上場品目名
東京穀物商品取引所	○											一般大豆 NON-GMO大豆 大豆ミール 小豆 とうもろこし アラビカコーヒー生豆 ロブスタコーヒー生豆 輸入大豆オプション とうもろこしオプション
		○										精糖 粗糖 粗糖オプション
東京工業品取引所					○							金 銀 白金 パラジウム 金オプション
						○						アルミニウム
								○				ゴム
							○					ガソリン 灯油 軽油 原油
横浜商品取引所	○											野菜
中部商品取引所				○				○				鶏卵
							○					ガソリン 灯油 軽油
											○	鉄スクラップ
大阪商品取引所										○		天然ゴム指数
									○			ニッケル

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	農 飼 指 数	畜 産 物	貴 金 属	ア ル ミ ニ ウ ム	石 油	ゴ ム	ニ ツ ケ ル	天 ゴ 指 数	鉄 ス ク ラ ップ	上場商品名
関西商品取引所	○											NON-GMO大豆 小豆
			○									国際穀物等指数 コーヒー指数
福岡商品取引所	○											IOM一般大豆 NON-GMO大豆 小豆 とうもろこし 大豆ミール プロイラー

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 純金積立業務

顧客と金地金購入委託契約を締結し、顧客の委託により1年間の契約期間内に毎日一定額を購入する業務であります。

ロ. プラチナリース取引業務

白金地金寄託契約に基づき、顧客から白金地金の寄託を受け、寄託期間満了後に顧客に対し寄託料を支払い、寄託された白金地金と同量・同等の白金地金返還する取引業務であります。

ハ. 商品投資販売業

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、商品ファンドの販売を行う業務であります。

ニ. 金融先物取引業

金融先物取引法に基づき、金利先物取引、金利先物オプション取引、通貨先物取引、為替証拠金取引を行う業務であります。

⑤営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号	03-5820-1111
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番16号	022-223-7141
日比谷支店	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号	03-3508-1188
千代田支店	東京都千代田区神田神保町三丁目5番地	03-3512-8200
横浜支店	神奈川県横浜市西区高島二丁目19番3号	045-461-1199
長野支店	長野県長野市南石堂町1293番地	026-227-6464
富山支店	富山県富山市丸の内一丁目8番17号	076-432-8811
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	052-249-8211
大阪支店	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目2番14号	06-6232-1188
岡山支店	岡山県岡山市磨屋町1番6号	086-221-8880
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号	092-482-2288

⑥財務の概要

決算年月（平成18年3月期）

(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 純資産額 * 1	12,255,554千円
(c) 総資産額	30,896,985千円
(d) 営業収益	8,468,266千円
（うち、受取委託手数料）	（8,348,143千円）
(e) 経常利益	1,463,705千円
(f) 当期純利益	748,344千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 1,438,781株（平成18年3月31日現在）

（注） 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
光陽ホールディングス株式会社	1,438,781株	100.0%
計	1,438,781株	100.0%

⑨役員の様況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 会 長	川路 耕一 S.20年11月09日	千株 0
代表取締役 副会長	村上 久広 S.25年08月25日	0
代表取締役 社 長	水戸部 茂 S.31年04月24日	0
専務取締役	石井 秀明 S.24年01月01日	0
常務取締役	長尾 英男 S.27年09月25日	0
監 査 役 (非常勤)	谷 絶 龍二 S.09年03月10日	0
監 査 役 (非常勤)	水口 孝信 S.15年06月10日	0
監 査 役 (常勤)	秋山 秀利 S.26年01月24日	0
計	8名	

(注) 監査役 谷絶龍二は商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩従業員の様況

	総 計	男 女 別		営 業・非 営 業	
		男	女	営 業	非営業
従 業 員 数	377 人	303 人	74 人	255 人	122 人
平 均 年 齢	32.4 才	34.0 才	30.1 才	31.6 才	36.5 才
平均勤続年数	5.7 年	6.7 年	3.8 年	5.1 年	8.2 年
外 務 員 数	298 人	268 人	30 人		

2. 営業の状況

①営業方針

当社は、収益の多様化と経営基盤の強化及び効率的な経営体制の再構築を進めております。平成 17 年 7 月に開始しました外国為替証拠金取引（東京金融先物取引所）については口座数、預かり資産が順調に拡大しており、平成 17 年 10 月にはグループ会社の東京為替（株）を合併することで、取引通貨ペアの拡大、セミナーサービスの提供など更なるサービスの拡充を進めております。

商品ファンドに関しましても「光陽パワーファンド」の販売強化ならびにグループ会社の光陽投資顧問（株）（平成 17 年 7 月設立）と連携し、さまざまなニーズにお応えした魅力ある商品ファンドの開発・販売を行ってまいります。

また中核事業の商品先物に関しては、戦略的経営統合としてグループ会社の光陽トラスト（株）を合併し（平成 18 年 7 月 1 日予定）、経営力及びコンプライアンスのより一層の強化と預かり資産の拡大に努めてまいります。商品先物市場の本来の役割である、公正な価格形成、価格変動に対するリスクヘッジ、投資機会の開放などを通して安定した企業経営及び国民生活の安心に寄与したいと考えております。

これらの事業を担う人的資産の育成のために、全社員に商品先物取引外務員資格に併せて、ファイナンシャルプランニング技能士、証券外務員資格の取得を奨励し、更に継続的な研修や教育を通じコンプライアンス意識の徹底化を図り、当社の人材力を高め、「光陽ホールディングス株式会社」のリーディングカンパニーとして総合金融サービスを目指してまいります。

②当社及び当業界を取巻く環境

国内経済においては、原油高などの資源価格の高騰、米国景気の小幅減速などのマイナスマテリアルを抱えているものの、上場企業の 2006 年 3 月期決算は、連結経常利益が前の期に比べて 20%増え、3 年連続で過去最高を記録しており、全体的には回復傾向が持続されるものと見込まれます。国内企業物価指数も商品市況の上昇を背景とした伸びが続き、商品市場価格は今後も高水準の推移が続くものと思われまます。また原油相場や金価格の上昇を背景に、商品投資は非常に注目される分野となっています。一方で手数料の自由化、改正商品取引所法施行など、商品先物取引業界の環境は大きく変わり、平成 15 年度、16 年度、17 年度の 3 年間の全国の取引所出来高については 1 億 5,579 万枚、1 億 3,467 万枚、1 億 0,774 万枚となっています。

③営業の経過及び成果

当社の平成17年度の総売買高は、445万6,815枚と前年度より155万1,769枚減、(前年比25.8%減)となりましたが、主たる原因は自己売買の減少(174万1,480枚減)によるものです。市場別の主な内訳は石油市場が1,520千枚(同60.9%減)農産物市場が1,248千枚(同27.4%増)貴金属市場が1,091千枚(同9.0%増)でありました。この結果、営業収益は8,468百万円(前年比24.6%減)となり、内訳は受取手数料が8,348百万円(同3.3%増:注1)自己売買については決済益9百万円(同99.7%減)、評価損益74百万円(同179.8%減)であり、経常利益は1,463百万円(前年比608%減)、当期純利益は748百万円(同63.2%減)となりました。

※注1:商品先物取引業統一経理基準の変更により、350百万円受取手数料を未収収益として計上しています。

(a) 受取手数料

(単位:千円)

期 別 商品市場名	第49期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)
	商品先物取引
農産物市場	2,420,870(20)
砂糖市場	151,879
農産物飼料指数市場	0
畜産物市場	0
貴金属市場	4,138,765(144)
アルミニウム市場	1,020
石油市場	970,268(1,204)
ゴム市場	655,911
天然ゴム指数市場	0
ニッケル市場	0
鉄スクラップ	10,814(17)
合 計	8,349,527(うち受渡手数料 1,384)

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第49期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)	
	商品先物取引	
農産物市場		3,962
砂糖市場		△ 63,699
農産物飼料指数市場		0
畜産物市場		0
貴金属市場		△ 289,375
アルミニウム市場		△ 145
石油市場		249,614
ゴム市場		104,538
天然ゴム指数市場		0
ニッケル市場		0
鉄スクラップ		4,160
合 計		9,054

(注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

2. 消費税は含まれておりません。

3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳 商品市場名	第49期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物市場	1,070,212(20)	134,169	1,204,381(20)
砂糖市場	43,979	4,493	48,472
農産物飼料指数市場	0	0	0
畜産物市場	0	0	0
貴金属市場	878,946(13)	210,365	1,089,311(13)
アルミニウム市場	1,667	18	1,685
石油市場	918,829(547)	601,790(25)	1,520,619(572)
ゴム市場	404,827	174,730	579,557
天然ゴム指数市場	0	0	0
ニッケル市場	0	0	0
鉄スクラップ	10,465(10)	2,940	13,405(10)
合 計	3,328,925 うち受渡高(590)	1,128,505 うち受渡高(25)	4,457,430 うち受渡高(615)

④対処すべき課題

当社では、多様化する顧客ニーズに応えるために、リアルからオンラインまでの販売チャネルの拡充、そして商品先物から外国為替までといった多様な商品の品揃えによる「ワンストップサービス」を提供いたします。そして法人向けサービスにおいても、企業リスクに対応した「企業向け価格変動対応サービス」を提供し、お客様の利便性の向上を図り、顧客層、顧客接点の多様化による投資機会の増大を目指します。

更に商品ファンド等のローリスク商品の開発、販売によりお客様の選択肢を拡げ、フロー中心の収益構造からストック型へ収益構造の移行を図り、預かり資産の増大による安定的な収益基盤の確保をいたします。

コンプライアンス体制、内部統制については、単に法律や業務手順に従うだけではなく、法律より上位にある「常識」や「道徳」に則った「お客様や社会の期待に応えるコンプライアンス」を守る企業として行動してまいります。

常にサービスの進化を目指し、IT技術の活用による顧客満足度の向上、セキュリティ強化、社内システムの再構築による業務の効率化のための投資を積極的に継続的に行い、業界のイノベータとして、総合金融業としての新たな飛躍を目指してまいります。

⑤受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図ることにより業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理を行うべき、社内における管理責任体制の整備等について必要な事項を定める。

(勧誘の告知・確認の義務)

第2条 当社は、勧誘に先立って顧客に対し、商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を判断するため、次の各号に掲げる項目を告知し、確認を行うこととする。

- (1) 商号
- (2) 登録外務員の氏名及び所属店舗
- (3) 登録外務員であること（登録外務員証の提示）
- (4) 商品先物取引の勧誘であること

2. 顧客の商品先物取引の勧誘を受ける意思が確認された場合には、次の各号に掲げる項目を業務日誌に記載することとする。

なお、取引に至った顧客の記録については、保存期間を当該顧客の取引終了後3年間とする。

- (1) 登録外務員の氏名
- (2) 顧客の氏名等（住所、電話番号等）
- (3) 告知の方法（訪問及び電話等）
- (4) 告知及び確認した日時、場所
- (5) 顧客の応答内容等

3. 勧誘を受ける意思のない者及び委託を行う意思のない者については、その情報を本社管理部に集積し、本支店各営業部へメール等によって周知し、社内掲示等により再勧誘を行わないこととする。
4. 顧客に対し、勧誘行為を行わない時間帯等、受託業務管理規則に係る細則（以下「細則」という）に定める迷惑勧誘行為を行わないこととする。

（商品先物取引不適格者の参入防止）

第3条 当社は、次の各号の一に該当することが判明した者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 恩給、年金、退職金、社会保険給付金等により主として生計を維持する者
- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 商品先物取引をするための資金の借入れをする者
- (7) 一定以上の収入を有さない者
- (8) 一定以上の高齢者
- (9) 社会経験が浅い若年者
- (10) 投資可能資金額を超えて取引をしようとする者

2. 当社においては、前項(1)～(6)については、常に不相当と認められる勧誘の対象者とし、勧誘及び受託を行わないこととする。

(7)～(10)については、原則として不相当と認められる勧誘の対象者とし、細則に定める要件を満たし、総括責任者が適合性の原則に照らし、特に認めたもの以外は、勧誘及び受託を行わないこととする。

3. 第1項各号に該当しない者であっても、総括責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うに相応しくないと判断した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

4. 顧客が勧誘中において、第1項の(1)～(6)に該当することが判明した場合は、直ちに勧誘を中止する。

5. 委託者が取引期間中において、第1項の(1)～(6)に該当することとなった場合、または該当する可能性があるとして判断した場合は、新たな取引の勧誘及び受託は行わず、速やかに取引の終了を求めるものとする。

（顧客カードの整備）

第4条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、勤務先、役職名及び勤務先住所
- (3) 流動資産（現預金、有価証券等）及び収入の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引等の投資経験の有無

(5) 投資可能資金額（損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額をいう）

(6) その他必要と認める事項

2. 顧客カードは、担当外務員等が可能な限り所要の事項を記載し、受託前に予め「管理担当班」の責任者に報告し、勧誘の許可を受けるものとする。
3. 「管理担当班」の責任者は、顧客カードの内容に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理するものとする。
4. 顧客カードは、委託者管理及び保存用として本店管理部において電子計算機により作成し、これを第9条第2項に定める「総括責任者」のもとに、また従たる営業所においては、その写しを備え付け管理するものとする。

(勧誘及び契約の際の説明義務)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「商品先物取引—委託のガイド—」「受託契約準則」「予測が外れた場合の売買対処説明書」等の関係書面を交付し、細則に定める事項を説明し、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加することを求めることとする。

2. 前項において、顧客が説明を受けたことについての確認及び説明内容を理解したことについて〈理解度調査書〉兼〈口座設定申込書〉を契約前に徴収する。

なお、顧客情報を把握するため〈理解度調査書〉兼〈口座設定申込書〉の記載事項は、前条第1項に定める事項に準じたものとする。

3. 予め顧客の同意を得て、事前交付書面を電磁的な方法（インターネット等）により交付する場合においても、対面による勧誘の場合と同様の説明を電子計算機の画面上で行い、同画面上で顧客から理解した旨を確認するものとする。

(受託業務における禁止行為)

第6条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、主務省「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び日本商品先物取引協会（以下「日商協」という）「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(新規委託者保護育成措置)

第7条 当社は、商品先物市場に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、細則に定める商品先物取引の経験の無い委託者ならびにこれと同等と判断される者に対しては3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、細則に定める第5条第1項の事項の「総約定代金が取引証拠金等の額に比して著しく大きくハイリスク・ハイリターンの取引であること」及び「損失のおそれ及びその損失額が証拠金の額を上回るおそれがあること」等の説明を行い、十分な理解と認識を求める

- (2) 習熟期間中の取引においては、委託者から申告を受けた投資可能資金額の1/3の資金額にて取引を行うものとするような適正な抑制措置を講ずるものとする
但し、追証、定時増、臨時増の各取引証拠金が必要となった場合は、この限りではない
- (3) 商品先物取引に対する理解度を判定するため、下記の項目についてアンケート調査を行い、調査結果によっては、管理サービス部が訪問等により補足説明を行う等、適正な措置を講ずるものとする
- ①総約定代金が取引証拠金等の額に比して著しく大きくハイリスク・ハイリターン
の取引であることについての理解
 - ②損失のおそれ及びその損失額が証拠金の額を上回るおそれがあることについての
理解
 - ③「商品先物取引—委託のガイド—」の内容についての理解
 - ④商品先物取引の損益発生の仕組み及び損益計算方法の理解
 - ⑤取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
 - ⑥値幅制限についての理解
 - ⑦送付書類についての理解

(適合性の審査)

- 第8条 管理担当班及び管理部審査課は、顧客カード、〈理解度調査書〉兼〈口座設定
申込書〉等の関係書類を踏まえ、商品先物取引の理解度及び資金力等に係わる契約前
の適合性の書類審査を行い、その審査結果を「新規受託審査記録」に記載するものと
する。
2. 管理担当班及び管理部審査課の責任者は、前項の審査により顧客に適合性があると
判断したときは、関係資料を総括責任者に提出して受託の適否の判断を求めるものと
する。
3. 総括責任者は、関係資料及び管理担当班及び管理部審査課の責任者の審査結果を踏
まえ、受託の適否の判断を行うものとする。
その判断根拠等は、「新規受託審査記録」に記載し、取引終了後3年間保管するもの
とする。
4. 前項の審査を終えた後でなければ、「約諾書」の差し入れ、取引証拠金等の預託、
取引の指示を受けてはならない。

(管理担当班及び管理部審査課の設置)

- 第9条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店及び従たる営
業所ごとに社長直轄とする管理担当班を置き、また本店管理部に審査課を設置するも
のとする。
2. 受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理担当班及び管理部審査課の職務の統
括調整を行うため、本店に「総括責任者」及び総括責任者を補佐する「副総括責任者」、
管理部「審査課責任者」を置き、さらに受託業務の適正な運営を確保するため、本店
及び従たる営業所ごとに管理担当班の責任者を置くものとする。

3. 総括責任者、副総括責任者、管理担当班及び管理部審査課の責任者は次のものとする。

- (1) 総括責任者は、管理体の執行役員以上の者とする
- (2) 副総括責任者は、管理部の副本部長職以上の者とする
- (3) 管理担当班の責任者は、管理体の副長職以上の者とする
- (4) 従たる営業所において前号(3)に該当する者がいない場合は本店ならびに他支店の管理部または管理サービス部の副長職以上の者にて対応する
- (5) 管理部審査課の責任者は、本店管理部の課長職以上の者とする

(管理担当班及び管理部審査課の職務)

第10条 管理担当班及び管理部審査課の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別ならびに勧誘・受託の適否の審査
- (2) 顧客管理等のための「顧客カード」の整備
- (3) 顧客から約諾書の差入れを受ける前に実施する〈理解度調査書〉兼〈口座設定申込書〉による適合性の審査
- (4) 商品先物取引の理解度及び資金力等に係る受託前の電話審査
- (5) (3) (4)に係る審査記録書類の作成及び保存
- (6) 第二回「お客様へのアンケート」の審査及び保管
- (7) 委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (8) 委託者から投資可能資金額の変更を希望する申出があった場合、別に定める委託者から申告を受けた投資可能資金額変更の要請に係る審査
- (9) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (10) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適正な措置
- (11) 不適切と認められる特定売買等の監視及び指導に係る業務
- (12) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適正な措置
- (13) 委託者からの苦情・紛争に対する適正な対応
- (14) 苦情・紛争等が発生した場合の営業部門への調査等に係る業務
- (15) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (16) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及、及び委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (17) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項
- (18) 総括責任者による取締役会での管理業務に係る報告

(不正資金の流入防止)

第11条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項の措置を講ずるものとする。

なおこれらの者から受託しようとする場合には、予め本人から自己資金による取引である旨の書面(本人自筆のものに限る)にて申し出があり、第9条第2項に定める総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り、受託を行うものとする。

- ①銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - ②国・地方公共団体（収入役等）その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者
 - ③民間企業において金銭、有価証券等を取扱う財務及び経理担当者
2. 当該委託者の取引証拠金額（実質入金額）が細則に定める一定基準を超えたとき、当該委託者の資産状況について調査を実施することとする。
 3. 調査にあたっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格（自己資金であるかどうか、その内容等について）を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。
 4. 調査業務を担う部門は管理部とし、営業部はこれに協力するものとする。
調査が困難と判断したときは、興信所その他外部調査機関に委託する等、資産状況の調査に必要な措置を講ずるものとする。
 5. 調査においては、当該委託者から自己の資金である旨の申出書及び証拠書類等の提示を求めるものとする。
当該委託者が証拠書類等を提示しないときは、不正資金の流入を防止するため、その後の新たな入金及び建玉の受託は行わないものとする。
但し、決済に係る指示についてはこの限りではない。
 6. 不正資金の流入防止のための調査を実施したときは、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
 7. 不正資金による預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに取引を終了するよう要請することとする。

（取引本証拠金の額等に係る措置）

- 第12条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同一または、同基準額に一定額を加えた額とする。
2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を第9条第2項に定める総括責任者とし、その内容について委託者に速やかに通知し、社内においても周知徹底することとする。
その記録は3年間保存することとする。

（取引追証拠金の請求額ならびに取引追証拠金、取引定時増証拠金及び取引臨時増証拠金の徴収時期）

- 第13条 受託契約準則第11条第3項の規定に係る委託者への取引追証拠金の請求額は、取引本証拠金基準額の1/2と定める。
2. 受託契約準則第11条第7項の規定に係る委託者への取引追証拠金の預託指定日時は、翌営業日正午と定める。
 3. 受託契約準則第11条第7項の規定に係る委託者への取引定時増証拠金及び取引臨時増証拠金の預託指定日時は、当該取引所が定めた日時とする。

（広告・宣伝に係る管理措置）

- 第14条 当社は、広告・宣伝に係る社内管理について、その責任を明確にするため、総括責任者を管理責任者とする。

また、副責任者として総括責任者が任命した者を置くことができる。

2. 管理責任者及び副責任者は、広告・宣伝等を実施する場合、違法性等の有無について審査するものとする。

(委託者に係る管理及び登録外務員等の受託業務に係る管理措置)

第15条 当社は、委託者に係る管理及び登録外務員等の受託業務に係る管理の経営上の責任を明確にするため、代表取締役社長を営業管理責任者とし、代表取締役社長が任命した上級取締役（専務・常務）を営業管理副責任者とする。

(違反者に対する懲戒)

第16条 受託業務適正化委員会の委員長は、本規則における禁止行為に抵触した者に対しては、「就業規則」「受託業務適正化委員会規則」に基づき、総括責任者と協議の上、これを懲戒する。

(規程の改廃)

第17条 本規則の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第18条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。
これを変更した時も同様とする。

⑥外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
304名	89名	95名	298名

⑦委託者に関する事項

期首 委託者数	新規 委託者数	期末 委託者数
2,360人	2,609人	3,033人

⑧苦情・紛争に関する事項

平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1件	1件	0件	0件	0件
取引に係るもの	1件	0件	0件	0件	1件
取引終了時に係るもの	0件	0件	0件	0件	0件
その他に係るもの	1件	0件	0件	1件	0件
合 計	3件	1件	0件	1件	1件

(注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、または日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0件	0件	0件	0件	0件
取引に係るもの	2件	1件	1件	0件	0件
取引終了時に係るもの	0件	0件	0件	0件	0件
その他に係るもの	1件	0件	0件	0件	1件
合 計	3件	1件	1件	0件	1件

(注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、または日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

⑨訴訟に関する事項

(1) 平成17年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが1件、また、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが21件あり、現在係争中の訴訟は12件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
22件	0件	10件	12件

(2) 平成17年度中の判決

提訴年月日	原告又は被告の別	事件名 (事件番号)	判決日	損害賠償額(円) (相殺の割合)	概要
H16. 8. 3	被告	損害賠償請求 平成16年(ワ) 第852号	H17. 11. 29 (裁判和解)	25,629,560 8,000,000 (3.3割)	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H16. 10. 27	被告	損害賠償請求 平成16年(ワ) 第22744号	H17. 12. 7 (裁判和解)	26,459,869 8,500,000 (3.2割)	仕切回避等による損害賠償請求
H17. 1. 31	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第1700号	17. 12. 26 (裁判和解)	2,981,360 800,000 (2.7割)	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H16. 6. 9	被告	損害賠償請求 平成16年(ワ) 第6591号	17. 12. 26 (裁判和解)	6,012,336 3,600,000 (6.0割)	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H16. 11. 8 (本訴)	被告	損害賠償請求 平成16年(ワ) 第3030号	18. 1. 20 (裁判和解)	8,276,500 4,718,500 (5.7割)	一任売買等による損害賠償請求 委託者未収金請求
H17. 2. 21 (反訴)	原告	帳尻差損金請求 平成17年(ワ) 第419号		2,718,500	
H16. 10. 21	被告	損害賠償請求 平成16年(ワ) 第22601号	18. 1. 20 (裁判和解)	5,516,500 2,500,000 (4.5割)	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H17. 4. 13	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第7412号	18. 1. 20 (裁判和解)	3,523,000 1,800,000 (5.1割)	仕切回避等による損害賠償請求
H17. 12. 5	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第25454号	18. 1. 30 (自主和解)	10,732,095 5,000,000 (4.7割)	適合性原則違反等による損害賠償請求 (自主和解後取り下げ)
H17. 1. 21	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第994号	18. 3. 9 (裁判和解)	17,891,561 4,990,000 (2.8割)	説明義務違反等による損害賠償請求
H17. 4. 21	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第7999号	18. 3. 31 (裁判和解)	5,749,375 2,500,000 (4.3割)	過当売買等による損害賠償請求
H16. 9. 16	被告	損害賠償請求 平成16年(ワ) 第303号	(係争中)	19,075,700	断定的判断の提供等による損害賠償請求

提訴年月日	原告又は被告の別	事件名 (事件番号)	判決日	損害賠償額(円) (相殺の割合)	概要
H17. 1. 19	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第21号	(係争中)	55,187,810	一任売買等による損害賠償請求
H17. 4. 25	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第8164号	(係争中)	9,318,800	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H17. 5. 16 (本訴)	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第10218号	(係争中)	8,460,000	無断売買等による損害賠償請求
H17. 5. 27 (反訴)	原告	立替金請求 平成17年(ワ) 第10419号		4,974,220	
H17. 6. 7	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第11323号	(係争中)	26,248,000	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H17. 4. 18	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第68号	(係争中)	13,725,888	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H17. 7. 11	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第14084号	(係争中)	38,022,925	過当売買等による損害賠償請求
H17. 7. 28	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第15447号	(係争中)	8,212,150	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H17. 9. 6 (本訴)	原告	債務不存在確認 請求 平成17年(ワ) 第469号	(係争中)	20,964,550	債務不存在確認請求
H17. 11. 18 (反訴)	被告	不法行為に基づく損害賠償請求 平成17年(ワ) 第611号		29,700,000	
H17. 9. 22	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第3694号	(係争中)	17,909,260	断定的判断の提供等による損害賠償請求
H17. 11. 22	被告	損害賠償請求 平成17年(ワ) 第24455号	(係争中)	70,822,900	適合性原則違反等による損害賠償請求

提訴年月日	原告又は 被告の別	事件名 (事件番号)	判決日	損害賠償額(円) (相殺の割合)	概 要
H18. 3. 2 (本訴)	被告	損害賠償請求 平成18年(ワ) 第69号	(係争中)	5,133,050	断定的判断の提供によ る損害賠償請求
H18. 5. 8 (反訴)	原告	立替金請求 平成18年(ワ) 第149号		164,520	委託者未収金請求

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

三貴商事株式会社 (平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[24,375,460]	流動負債	[16,679,263]
現金・預金	6,277,769	一年以内長期借入金	22,500
委託者未収金	91,646	預り証拠金	8,891,218
商品	157,634	外国為替預り証拠金	6,216,166
貯蔵品	4,217	未払金	1,048,061
前払費用	10,477	未払費用	127,521
委託者保護基金預託金	350,000	未払消費税等	31,405
保管有価証券	13,190	未払法人税等	22,335
委託者先物取引差金	2,193,160	預り金	28,434
差入保証金	6,837,218	保護預り白金・金地金	82,157
外国為替差入保証金	6,214,838	賞与引当金	60,000
商品取引責任準備預託金	468,519	退職給与引当金	34,680
外国為替責任準備預託金	1,850	その他の流動負債	114,782
繰延税金資産	48,053		
短期貸付金	158,118	固定負債	[231,282]
未収入金	1,133,536	役員退職慰労金引当金	181,141
未収収益	350,765	その他の固定負債	50,140
その他の流動資産	132,974		
貸倒引当金	▲ 68,509	引当金	[349,495]
固定資産	[6,521,525]	商品取引責任準備金	347,645
有形固定資産	(2,964,001)	外国為替責任準備金	1,850
建物	2,449,849		
減価償却累計額	▲ 1,295,959	負債合計	17,260,040
構築物	16,828	(資本の部)	
減価償却累計額	▲ 11,755	資本金	[1,000,000]
車両	35,737		1,000,000
減価償却累計額	▲ 22,230	資本剰余金	[717,978]
器具及び備品	270,089	資本準備金	717,978
減価償却累計額	▲ 135,127		
土地	1,656,569	利益剰余金	[11,902,962]
無形固定資産	(1,211,451)	利益準備金	200,137
借地権	897,238	別途積立金	1,500,000
電話加入権	15,729	配当準備積立金	400,000
ソフトウェア	228,574	増資準備積立金	400,000
営業権	69,909	当期末処分利益	9,402,825
投資その他の資産	(2,346,072)	株式等評価差額金	16,001
投資有価証券	153,449		
長期未収債権	62,131	資本合計	13,636,943
出資金	175,010	負債・資本合計	30,896,985
長期差入保証金	958,266		
長期貸付金	638,057		
長期前払費用	63,254		
繰延税金資産	254,011		
その他の投資	73,278		
貸倒引当金	▲ 31,387		
資産合計	30,896,985		

②損益計算書

損益計算書

〔平成17年4月 1日から
平成18年3月31日まで〕

三貴商事株式会社

(単位：千円)

科 目		金 額		
經常損益	営業収益		8,468,266	
	受取委託手数料	8,348,143		
	外国為替受取手数料	136,901		
	売 買 損 益	▲ 65,583		
	商品先物決済損益	9,054		
	商品先物評価損益	▲ 74,637		
	その他営業収益	48,805		
	営業費用		7,062,981	
	取引所等関係費用(商品先物)	243,564		
	取引所等関係費用(外国為替)	90,583		
	販売費及び一般管理費	6,728,834		
	営業利益		1,405,284	
	営業外損益	営業外収益		85,702
		受取利息及び配当金	16,343	
雑 収 入		69,359		
営業外費用			27,282	
支 払 利 息		1,084		
雑 支 出	26,198			
經常利益		1,463,705		
特別損益	特別利益		3,714	
	役員退職慰労金戻入	3,714		
	特別損失		216,199	
	商品取引責任準備金繰入	4,900		
	外国為替責任準備金繰入	1,850		
	固定資産売却損	9,306		
	固定資産除却損	19,637		
	減 損 損 失	145,826		
退職給与引当金繰入	34,680			
税引前当期純利益		1,251,218		
法人税、住民税及び事業税		376,466		
法人税等調整額		126,406		
当期純利益		748,344		
前期繰越利益		9,050,145		
中間配当額		395,664		
当期末処分利益		9,402,825		

③重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①保管有価証券… 商品取引所法の規定により、商品取引所が定めた充用価格によっており、主な価格は次の通りであります。
- | | |
|------------|--------------|
| 利付国債証券 | 額面金額の 80～85% |
| 社債（上場銘柄） | 額面金額の 65% |
| 株券（一部上場銘柄） | 時価の 70%相当額 |
| 倉荷証券 | 時価の 70%相当額 |
- ②その他の有価証券… 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 時価のないもの…移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：先入先出法による時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（付属設備を除く）については法人税法に定める定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては社内に於ける利用可能期間（5 年）に基づく定額法。

営業権、商標登録権については定額法を採用し、各々 5 年、10 年で償却しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給与引当金…

当営業年度に希望退職を募ったことによる翌営業年度の割増退職金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

（追加情報）

退職給与引当金については、経営合理化に伴い、当営業年度に希望退職を募ったことによる翌営業年度の割増退職金の支給に備えて計上しております。これにより、見積額 34,680 千円は特別損失に計上し、税引前当期純利益が同額減少しております。

- 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金の超過部分 3,399 千円は前払費用で処理しております。数理計算上の差異は 7 年による定額法により翌期から費用処理することとしています。
- 賞与引当金… 従業員賞与の支給に充てるため、将来の見込額のうち当営業年度の負担部分を計上しております。
(追加情報)
賞与引当金については、従来は早期に翌期支給額が確定して未払い賞与に計上しておりましたが、当営業年度は早急に支給額が確定しなくなったため、将来の支給見込額のうち当期の負担部分を計上しています。これによる損益への影響はありません。
- 役員退職慰労引当金… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。
- 商品取引責任準備金… 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規程に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

- ① 受取手数料
- i) 商品先物取引 商品先物取引所における約定日、これに準じた一般に公正妥当な会計処理により計上しています。
- ii) 商品ファンド 取引約定日に計上しています。
- ② 売買損益 商品先物決済損益は、反対売買または受渡しにより決済した時に計上しております。また、未決済建玉については、時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。

②主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、個別集件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の金利変動リスクをヘッジすることを目的として、実施することとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間に於ける、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

(8) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式により処理しております。

(9) 貸借対照表及び損益計算書の記載金額

貸借対照表及び損益計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 会計方針の変更

①収益の計上基準

「商品先物取引業統一経理基準」が改正（平成 17 年 5 月 26 日）されたことに伴い、当営業年度から受取手数料の計上基準を決済日から約定日に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益ならびに税引前当期純利益が 350,765 千円増加しております。

②固定資産の減損に係わる会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日）が平成 17 年 4 月 1 日以後開始する営業年度に係る計算書類及び附属明細書から適用されることになったことに伴い、当営業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより、税引前当期純利益が 145,826 千円減少しております。

(11) 表示方法の変更

当営業年度より、「商品先物取引業統一経理基準」（平成 17 年 5 月 1 日より適用）の改正に伴い、流動負債の「預り委託証拠金」を「預り証拠金」として表示しております。

④注記事項

(貸借対照表関係)

(1) イ) 預託資産

商品取引所法第 179 条の規定により預託すべき取引証拠金の代用として(株)日本商品清算機構に預託している資産は次の通りであります。

保管有価証券	301,065 千円
投資有価証券	14,998 千円
合 計	316,063 千円

ロ) 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づいて分離保管されている資産の内容は次の通りであります。

委託者保護基金預託金	300,000 千円
委託者保護基金担保預託金	50,000 千円
(代位弁済委託契約額)	200,000 千円
合 計	350,000 千円

- (2) 委託者未収金及び長期未収債権のうち、無担保のものは、113,888 千円でありませす。
- (3) 自己の未決済取引に係る取引証拠金は、100,998 千円であります。
- (4) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済取引を決済したと仮定して、委託者の売買益(売買損)相当額を委託者に代わって(株)日本商品清算機構に立替払いした金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定した上で、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。なお、委託者先物差金のうち無担保のものはありません。
- (5) 重要なリース資産
貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機器及びその周辺機器、その他の事務用機器ならびに車輛運搬具の一部についてはリース契約により使用しております。
- (6) 担保に供している資産
- | | |
|--------|--------------|
| 現金及び預金 | 455,000 千円 |
| 建 物 | 1,158,399 千円 |
| 土 地 | 1,537,104 千円 |
| 合 計 | 3,150,503 千円 |
- (7) 商法施行規則第 124 条第 3 項に規定する時価を付したことにより、増加した貸借対照表上の純資産額は 16,001 千円であります。
- (8) 保護預り白金・金地金
消費寄託契約による純金積立取引(光陽グループ純金積立プラン)及びプラチナ取引(光陽グループプラチナ取引)による預り金地金及び白金地金の残高(負債)は 82,157 千円であります。
- (9) 保証債務
保証債務(連帯保証を含む)は 420,542 千円であります。

(損益計算書関係)

- (1) 一株当たり当期純利益 425 円 04 銭

なお、損益計算上の当期純利益の額は 748,344 千円、1 株当たり当期純利益の算定に用いた普通株式に係る当期純利益の額は 611,544 千円、これらの差額の内訳は役員賞与 136,800 千円であります。

1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は 1,438,781 株であります。

(2) 受取手数料の内訳

商品先物取引	8,348,143 千円
外国為替証拠金取引	136,901 千円
合 計	8,485,045 千円

※損益計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 売買損益の内訳

商品先物取引決済益	9,054 千円
商品先物評価損益	▲ 74,637 千円
合 計	▲ 65,583 千円

(4) その他営業収益の内訳

商品ファンド	15,605 千円
商品売買損益	▲ 37,806 千円
商品評価益	63,073 千円
その他	7,933 千円
合 計	48,805 千円

(追加情報)

委託者未収金及び委託者未払金

従来、委託者が商品先物取引を決済したときに発生した差引差損益金については、委託者未集金及び委託者未払金として計上しておりましたが、商品取引所法の改正に伴い、差引損益通算可能額を預かり証拠金に加算及び相殺可能な範囲で減算しております。

⑤利益処分計算書

利益処分計算書
株主総会承認日
平成18年 6月8日

(単位：千円)

科 目	金 額
当期末処分利益	9,402,825
これを次の通り処分する。	
配 当 金	323,725
(1株につき225円)	
役 員 賞 与 金	136,800
(うち監査役分 1,300,000円)	
次期繰越利益	8,942,299

⑥監査に関する事項

当社は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

⑦財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	782%
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	1,364%
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	44%
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100] *1	56%
(e) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	123%
(f) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	146%

*1 「総資産額」とは、委託者に係る（株）日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

平成 18 年 10 月 2 日
三 貴 商 事 株 式 会 社

2006 年度ディスクロース資料訂正

標記の件につきまして、既に提出致しました弊社 2006 年度ディスクロース資料の 23 頁
③苦情・紛争に関する事項のうち、苦情申出に関する受付及び処理結果につきまして下記
の通り訂正致します。

記

③苦情・紛争に関する事項

平成 17 年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	5 件	5 件	0 件	0 件	0 件
取引に係るもの	94 件	56 件	0 件	0 件	38 件
取引終了時に係るもの	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
その他に係るもの	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件
合 計	100 件	61 件	0 件	1 件	38 件

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤認等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。